（本號十面）　（明治廿五年三月一日　廢信書郵可）　明治二十五年十一月十三日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

第三千四百九十九號
明治廿五年十一月十三日曜日
皇曆壬辰九月廿四日（己酉）
月出午前六時十六分　月入午後四時三十四分
潮汐午前零時七分　一時四十一分
潮汐午後一時四十一分
（西曆一千八百九十二年）

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スル者ノハ右定價ノ外二箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢
	六日迄	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるあと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

軍艦の製造と將士の養成

近來我國にて海軍の事を論ずるものは何れも軍艦製造の急務なるを說かざるはなし軍艦の製造素より忽にす可らずと雖も單に多數の軍艦を備へたりとて之を以て海軍の發達を致したるものとは云ふ可らず如何となれば之を運用す可き海軍の技術に精通熟練なる將校士官に乏しきときは如何なる巨艦巨艦も其用を爲さゞればなり試に佛清福州戰爭の例に徵するに當時清國には軍艦水雷の備なきに非ず又砲臺の設なきに非ず然るに佛將クルベー提督の一擊に遇ふて脆くも破壞せられたるは他なし其將士に技術の精練を欠きたるが爲めに外ならず歐洲に於ても土耳其の如きは軍艦を備ふるあと少からずして甲鐵艦のみにても十八艘を有すれども未だ海軍國の一として數へられざるは其經理の不整頓にして將校士官その人に乏しきが爲めなりと云ふ又伊太利の如きも二十年來專ら軍艦の改造に從事し甲鐵艦を備ふるあと二十二艘の多きに及び殆んど隣國なる佛蘭西を凌駕せんとするの勢なれども識者の說に據れば其將校士官の技術實力に至りては佛國に及ばざるあと尙は遠しと云ふ精練なる將士を得るの容易ならざるを知る可し聞く所に據れば當初我海軍の將校は薩摩府及び各藩の軍艦に從事したる將校を其まゝ任用せしものにて其後艦數の增すに隨て其人員も增したれども實際の技術如何を問へば何れも變則に由て修業せしものなるが故に一技に長するも一術に短なるあり實地の練習に富むも學力に乏しきあり之を云ふ斯くてドゥガラス氏なるが故に一技に長するも一術に短なるあり實地の練習に富むも學力に乏しきあり之を云ふ斯くてドゥガラス氏しかりしと云ふ爲めなる時代に免れざる所なる可し而して日本海軍が始めて歐洲普通の正式を採用して士官の養成に着手したるは實に明治六年のみにして之より先き（明治二年）政府は海軍兵學校を創立もて少年の子弟に技術を修めしめたれども其教師は何れも前述の艦隊家流にして結果の見る可きものなかりしかば此時に至り英國政府に依賴し同國海軍大佐ドゥガラス氏以下數名を雇聘して士官養成の事を委任したり是に於て氏は大に舊慣を改良して海軍學科の程度を高め學術の修業終れば練習艦に乘組みて實地演習を爲さしむる等の方法を定め且從來の學生を淘汰する爲め壯年速成生と少年正則生との區別を設けて前者は變則を以て速成を期したれども後者は專ら正式に養成して永く海軍士官養成の模範たらしめんとて最も意を用ひたり而して時の當局者も其計畫に同意して大に力を添へたるが故に士官養成の基礎ゝに始めて確定し其後氏の方案を繼ぎ次第に改良を加へて終に完全なる今の兵學校を見るに至りたるものなりと云ふ斯くてドゥガラス氏の計畫に出でたる第一期の正則生が豫期の科程を終りて始めて卒業したるは明治十一年にして我國に於て正式の方法に養成せられ相當の學術技倆を備へて今後海軍の重任を托す可きものは實に十一年後の卒業生に在りと云はざるを得ず而して最初に卒業したる士官輩は今は重に大尉にして或は少佐に進みたるものもあれども今後の必要の研究實驗を經て將官の地位に至るまでには前途尙は遠きが故に我國の海軍が上は將官より下は少尉まで正式の腦漿を見るに至るは幾多の歲月を要するあと知る可し抑も將校士官の精練を養ふに數十年の歲月を要するは歐洲先進國の例にして今英國と日本との比較を示せば左の如し

	英國		日本	
少尉	在職年限	三年	少尉	在職年限　三年
大尉	同	十二三年	大尉	同　七八年
少佐	同	七八年	少佐	同　四年
大佐	同	十五六年	大佐	同　七八年

右は平均を取りて算したるものにして或は其年限中と雖も拔擢に依りて速に昇進するものもあらんなれども先づ大抵は斯る割合のものとして間違なかる可し之に由て見れば英の在職年限は日本よりも長き其上に實際には海外に軍艦を派遣するあと多きが故に隨て實地の熟練に乏しからず又佐官尉官には陸上の職務を執らしむるあと能はざるの場合に限り只武官に非ざれば所理するあと能はざるの場合に限りて之を命ずるに過ぎず故に軍艦に乘組さざるものは悉く非職として海軍大學校に入らしむるを例とし出ては實地の熟練に從事し入ては學術の發達に勉强せしむるの仕組なりと云ふ其將士の養成法に於ける至れりと云ふ可し我海軍の當局者は曾て議會に於て日本の軍艦は十二萬噸を要する旨を明言せり蓋し東洋形勢の平均上より算出したるものならんなれば今後一定の造艦方針に從ひ目下現在する三十餘艘の軍艦に加へて次第に其噸數を充すの計畫は素より必要なれども將校士官の技倆實力を發達せしむる一事も前記の理由の如く海軍進步の爲めに一日も等閑に付す可らざるものなれば先進國の例に鑑みて大に其方法を改進し將士の養成と軍艦の製造と双々相待て釣合を失はず以て日本海軍の隆盛完備を期せんあと我輩の當局者に希望する所なり

因に記す此程の外國電報に英國軍艦ハウは淺瀨に乘上げて救助するに困難なりとの報あり詳報に接せざれば事實を確むるあと能はずと雖も此ハウ號（Howe をハウと訓む昔時有名なりし英國海軍將校の名なり）は一等甲鐵艦にして噸數一萬三百噸、馬力一萬一千五百馬力、千八百八十九年に落成したるものなり右の軍艦にして破壞に至らば英國海軍の損害は少小ならざる可しと云ふ既に當春も英國艦隊の旗艦ヴヰクトリヤ（千八百九十年に落成したる一等甲鐵艦にて一萬四百七十噸、一萬四千馬力の者なり）が地中海に於て暗礁に乘上げ艦底を破損し幸にして引卸したるあとあり數百年來熟練を積みたる英の海軍が自國の近海又は地中海の邊に於て屢ば失策を演するは不審に似たれども近時歐洲に行はるゝ一萬噸以上の大甲鐵艦は運轉の技術なかゝ容易ならずして彼國將校の熟練を以てするも尙として過を免れざるが爲めなるべしと云ふ我國の如きも世界の大勢に於て今後十數年の內には是種の大艦を備へざるを得ざるあとなれば海軍の當局者は今より玆に注意して將校の技倆熟練を奬勵するあと肝要なる可し

官報

○農商務省訓令第三十五號

北海道廳　府縣

度量衡法第二十一條ノ規則ニ適用スヘキ從來ノ西洋形樣衡檢査手續ハ左ノ如シ

明治二十五年十一月十二日　農商務大臣伯爵後藤象二郎

西洋形樣衡檢査手續

一檢査ノ際錘ノ量ヲ增減スルニ便ナラシメンカ爲メ錘ノ上面若クハ側面ニ穴ヲ穿チ鉛屑ヲ納ムヲ適宜ヲ以テ其口ヲ塞キ堅クシ而シテ檢印ハ其螺旋ノ合目ニ打込ムヘシ

但鑄貫續ナレハ上面若クハ側面ノ一部ニ黃銅片ヲ埋メ玆ニ穴ヲ穿チ其內ニ鉛屑ヲ納ムルコト充分ナラサルモノハ穴ハ唯錘量ヲ增ストキ鉛ヲ納ムルノ穩當ニ供スルノミトシテ初ヨリ鉛屑ヲ納メ置カス而シテ其量ヲ減セントスルトキハ錘ノ底面ヲ削リ取リ然ルノ後檢印ヲ捺ハシ

一檢査ノ際增錘ノ量ヲ增減スルニ便ナラシメンカ爲メ錘ノ裏面ニ穴ヲ穿チ鉛屑ヲ納レ螺旋ノ合セ目ニ打込ムヘシ

但增錘ノ質續ナレハ表面ニ黃銅ヲ埋メ云々前項但書ノ如シ

一增錘ヲ重スル際モ亦增錘ト同シ

一增錘ヲ附スル權衡ノ檢査ハ第一星點量ヲ檢シ第二第二星點量ニ於テ感シツツ檢シ第三各錘ヲ驅ケテ其量ヲ檢スヘシ

第二ノ感シテ檢スルニハ最大星點量ヲ檢スルトキ檢査分銅ヲ逐次重ノ因ニ輕重シテ棹ノ水平ヲ檢スヘシ

但臺秤ニアリテハ其最大星點量ヲ檢スルトキ檢査分銅ヲ逐次重ノ因ニ輕重シテ棹ノ水平ヲ檢スヘシ

農商務省訓令第三十五號參照

法律第三號度量衡法（明治二十四年三月二十四日官報）抄錄

第二十一條　從來ノ度量衡器ニシテ修復シタルモノ、檢定ハ本法施行ノ時ヨリ七箇年ヲ限リ從來ノ檢査規則ニ依ル

雜報

○監獄費國庫支辨と地價修正の并行論　明治十四年より地方稅の負擔に移しなる監獄費を再び國庫支辨の舊態に引き戾さんとして第二、第三の兩議會に提出せし政府の法案は貴族院を無事に通過するあたはずして衆議院は每回之を否決したれども其否決は地價修正法案の上院を通過せざる敵打と云ふも不可なき位の有樣にして修正の事先づ兩院を通過せざれば監獄費の國庫支辨は愚か總ての政務に累を及ぼすべき形勢なるを以て監獄費の國庫支辨と地價修正とは下院に於て同時に可決さるべしとの望み農んと絕えたるが如くにして新內閣も最早監獄費の法案を提出するの勇なし然れども此の法案の提出は溫厚議員中に希望するものあり而して其議員間の一說なりと云ふを聞くに監獄費國庫支辨の案たる、事理に於て非難を容るる案ゝあと新內閣の大に任ずるに議會の反論を氣遣ふあと能はず今回は之を衆議院に提出せざるゝも遺憾の至と云ふべし事の通過を希望するより之を滔池派より提出せざるあらず然れども此の監獄費の國庫支辨の案は